

## 国民健康保険証を7月中旬に送付

8月1日から有効な国民健康保険証を7月中旬に送付します。7月31日までは現在お持ちの保険証を使用してください。

本年度は被保険者証を「特定記録郵便」で送付します。6月中旬までの国民健康保険加入者には、国民健康

保険制度のデータベースに登録されているマイナンバーの下4桁を記載していますので、自身のマイナンバーと異なっていないか確認してください。

問(市)医療保険課 国民健康保険係

## 新しい後期高齢者医療被保険者証などを7月中旬に送付

高齢者医療

### 後期高齢者医療被保険者証

8月1日から有効な後期高齢者医療被保険者証を7月中旬に送付します。7月31日までは現在お持ちの保険証を使用してください。

保険料の納付状況によっては、有効期間が短い被保険者証を交付することがあります。納付が困難な事情がある場合は早めに相談してください。

また、本年度は被保険者証を「特定記録郵便」で送付します。

### 保険料額決定通知書

令和6年度後期高齢者医療保険

料額決定通知書を7月中旬に送付します。保険料の計算方法などは、通知書をご覧ください。

問(市)医療保険課 福祉医療係

・(県)後期高齢者医療広域連合事務局 コールセンター

☎078・326・2021



## 介護保険料額決定通知書を送付

介護保険

65歳以上の方に、令和6年度の介護保険料額の決定通知書を7月中旬に送付します。

年金からの差し引き以外の方で納付書が同封されている方は、納期限までに、金融機関などで納めてください。普通徴収(納付書払)の第1期納期限は7月31日(水)です。納付には便利な口座振替を利用してください。

また、今年度は、介護保険料の見直しを行い、基準月額を5,000円から5,300円に引き上げることが決定しました。介護保険料は、所得や世帯の状況に応じて決まりますので、決定通知書を確認してください。

問(市)介護保険課

保険給付係



▲ホームページはこちら

## 施設入所時の食費・居住費を軽減

介護保険

施設に入所(院)または短期入所(ショートステイ)する方で、所得や預貯金残高などが基準以下の方は、施設利用時の食費・居住費の軽減制度があります。施設を利用する前に問い合わせてください。

### 対象施設

- ・介護老人福祉施設
- ・(特別)養護老人ホーム
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院

### 要件(次の全てを満たす方)

- ・本人や配偶者を含む世帯全員につ

いて令和6年度の住民税が非課税

・保有する預貯金などが本人の年間収入額に応じて設定された基準額以下

問(市)介護保険課

保険給付係



▲ホームページはこちら



## 福祉医療費受給者証を更新

健康・医療

福祉医療制度では、年齢、障がいなどの要件や所得要件を満たす方に医療費の一部を助成しています。

申請には健康保険証が必要です。制度などによってその他必要なものがありますので、事前に問い合わせてください。

更新の方には6月下旬に福祉医療費受給者証を送付しています。医療機関や薬局には、新しい受給者証を提示してください。

また、7月から高校生世代の通院医療費を無償化しました。まだ受給

者証や、申請の案内が届いていない方は問い合わせてください。

### 助成範囲

- ・保険診療医療費の自己負担額(3割など)の一部
- ・0歳児～高校生世代は全額(ただし、保険診療分に限り)

・日本スポーツ振興センター学校災害給付を受ける場合は対象外

問(市)医療保険課 福祉医療係

## <表>福祉医療の受給対象者

	対象者 (市内に住所があり、国保、社保などの健康保険加入者)	所得制限
高齢期移行者医療	65～69歳で世帯全員が市民税非課税の方	あり。詳しくは、ホームページで確認または、問い合わせください。
子ども医療	0歳児～高校生世代(18歳に達する日以降の最初の3月31日まで。高等学校に通っていない方も対象)	なし
母子家庭等医療	母子・父子家庭の母父、その児童ならびに遺児(18歳の3月末まで。高等学校など在学习中の場合は20歳到達月まで)	あり。詳しくは、ホームページで確認または、問い合わせください。
重度障害者医療	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者	本人、配偶者、扶養義務者の市民税所得割税額の合計が23万5千円未満
高齢重度障害者医療	後期高齢者医療制度に加入し、重度障害者医療と同要件の方	

## 障がい者への支援活動を行う団体を補助

補助金

障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう、障がい者およびその家族への支援を行う団体に対して活動経費の一部を補助します。

### 対象活動事業

- ・ピアサポート活動※、災害対策活動、孤立防止活動、社会活動支援、ボランティア活動、理解促進啓発研修
- ・月に1回以上の活動があり、障がい者などを対象としたもの。
- ・活動事業によって活動内容などの条件があります。

※同じ体験をした当事者同士が互いに助け合う活動

### 対象団体

- ・三木市を拠点としている
- ・団体構成員が5名以上で、その過半数以上が三木市に住所を有している
- ・団体の会則や規約があり、構成員から会費または参加費を徴収している

### 対象経費

活動の実施に直接かかるもの(講師への謝礼金、チラシポスターの印刷費、案内の郵送料、ボランティア保険料など)

### 補助額

対象経費の総額(上限5万円/年)

### 申請期間

9月30日(月)まで

### 問(市)障害福祉課

障害者支援係



▲ホームページはこちら

## 行政情報を随時掲載！ぜひご登録ください。

市ではSNSやスマートフォンアプリでイベント、季節の見どころなど旬な情報や防災情報を発信します。以下の2次元コードを読み取りアクセスしてください。



スマートフォンアプリをダウンロードし、お住まいの地域を「兵庫県三木市」に設定するとスマートフォンで広報みきが読めます。

